

広島県告示第六百六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十五年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者 名称 医療法人有善会 前田医院	主たる事務所の所在地 一 広島県東広島市黒瀬町国近三三五番地の	居宅介護支援事業を廃止した事業所 名称 あゆみ居宅介護支援事業所	所在地 一 広島県東広島市黒瀬町国近三三五番地の	廃止年月日 平成二五年七月二日